

ふるさと館(横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設)使用許可申請書

年 月 日

横手市長 様

団体名
 使用申請者 住 所
 代表者(職・氏名)
 申請書提出者氏名
 (電話番号 - -)

次のとおり使用したいので申請します。

(太枠内をご記入ください。申請書の作成、提出にあたっては、裏面の留意点等をご確認ください。)

使用目的		使用する人数	名
使用日時	① 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	② 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	③ 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	④ 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	⑤ 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
使用備品	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 座布団 <input type="checkbox"/> お茶道具 <input type="checkbox"/> その他()		
使用施設	<input type="checkbox"/> 交流ホール <input type="checkbox"/> 作物導入支援室 <input type="checkbox"/> 農村体験室(1)和室 <input type="checkbox"/> 農村体験室(2)和室 <input type="checkbox"/> 調理実習室		
使用料金	円	取扱い区分	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 営利

ふるさと館(横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設)使用許可書

横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設(ふるさと館)の使用について、上記申請者に対し裏面記載の「使用条件等注意事項」を遵守することを条件に、申請のあったとおり使用を許可します。

年 月 日

横手市長 高橋 大
(公印省略)

※ データ 処理欄	区 分	処理者	※ 領収書 控	金額	円	※ 確認 欄	施設長	係	受付者
	<input type="checkbox"/> 台帳			日付	年 月 日				
	<input type="checkbox"/> システム			番号					
備考欄 (変更等)									

◇申請書作成上の留意点

- ①「行事名」「使用目的」「利用者」の三項目の内容が全く同じ場合は、一枚の申請書で5回分までまとめて申請していただけます。異なる場合は、同じ内容ごとに申請書を作成してください。
- ②下記の「使用条件等留意事項」をご確認のうえ申請書を提出してください。

◇使用条件等注意事項

1. 申請書は、使用する5日前までに使用する施設に提出し、同時に使用料をお支払いください。
2. 使用時間は、準備から後片付けまでを含めた時間で申請してください。
3. 使用目的が次の内容に当てはまる場合は、使用を許可することができません。
 - ◇館内の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき
 - ◇施設及び設備等を損傷するおそれがあると認めるとき
 - ◇施設の管理上支障があると認めるとき
 - ◇その他、施設の運営上、使用が不相当と認めるとき
4. 使用許可を受けた目的以外の使用、又は他の者にその権利を譲渡、転貸することはできません。
5. 使用許可の条件や、条例等に違反したときは、使用許可を取り消すことがあります。
6. 災害の発生などにより使用許可を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。
7. 納付された使用料は、申請者の都合により施設を使用しなくなった場合でも還付はできません。
8. 使用許可書は、係員から求められたときはいつでも掲示できるようにしてください

◇横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設(ふるさと館)使用料表

区 分	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全 日
地域農産物直売交流ホール	520円	630円	730円	1,780円
農業農村体験室(1)	210円	260円	310円	730円
農業農村体験室(2)	210円	260円	310円	730円
調理実習室	310円	360円	420円	1,050円
新規農産物導入支援室	310円	360円	420円	1,050円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 この表に定める区分を超えて使用した場合における超過使用料の額は、次のとおりとする。
この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - (1) 超過時間が2時間以内の場合：超過した区分の額に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 超過時間が2時間を超える場合：超過した区分の額

問い合わせ 連絡先	横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設 ふるさと館（境町公民館） （住 所）〒013-0821 秋田県横手市上境字谷地中144番地1 （電話番号）0182-36-1200 （FAX番号）0182-32-7875
--------------	--